

弁護士費用の目安

事件の種類	経済的利益の額	着手金	報酬金
金銭請求	300万円以下の場合	経済的利益の8%	経済的利益の16%
	300万円を超え、3000万円以下の場合	経済的利益の5%+9万円	経済的利益の10%+18万円
	3000万円を超え、3億円以下の場合	経済的利益の3%+69万円	経済的利益の6%+138万円
	3億円を超える場合	経済的利益の2%+369万円	経済的利益の4%+738万円
不動産に関する請求	不動産評価額を基にして算定する	金銭請求に準じる	〃
民事調停事件及び示談交渉事件		金銭請求に準じる。ただし、3分の2に減額することができる。	〃
離婚等請求事件	(調停事件)	20～50万円の範囲内の額	20～50万円の範囲内の額
		財産分与、慰謝料の請求は、金銭請求に準じる。	財産分与、慰謝料の請求は、金銭請求に準じる。
	(訴訟事件)	30～60万円の範囲内の額	30～60万円の範囲内の額
		財産分与、慰謝料の請求は、金銭請求に準じる。	財産分与、慰謝料の請求は、金銭請求に準じる。
債務整理(個人)	—	10万円+2万円×業者数を基準とする	過払金につき、回収金額の20%

		着手金	報酬金
具体例1	500万円の貸金請求を依頼し、400万円を回収した	34万円(経済的利益:500万円)	58万円(経済的利益:400万円)
具体例2	3社の債務整理を依頼し、過払金100万円を回収した	16万円	20万円